

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月19日
【事業年度】	第80期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 土屋 忠博
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」で行っています。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市三好町3番27号
【電話番号】	055(975)8221
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員管理本部長 山本 昇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社電業社機械製作所大阪支店 （大阪市中央区南本町2丁目6番12号） 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目4番18号） 株式会社電業社機械製作所静岡支店 （静岡市葵区伝馬町9番地の1） 株式会社電業社機械製作所関東支店 （さいたま市大宮区宮町2丁目96番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月29日に提出いたしました第80期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

(4) 役員報酬等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(4) 役員報酬等

(訂正前)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	148,600	93,600	55,000	5
監査役 (社外監査役を除く。)	20,400	20,400	-	3
社外役員	14,850	14,850	-	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月28日開催の第75回定時株主総会において年額190百万円以内と決議されています。

2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会において年額40百万円以内と決議されています。

3. 上記の監査役(社外監査役を除く。)には、平成26年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。

4. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等の額については、経営環境の変化や外部の客観的資料を考慮しながら業績向上意欲を保持できる水準としています。

取締役(社外取締役を除きます。)の報酬等は固定報酬と業績連動報酬(賞与)で構成し、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬としています。

取締役への配分は社長と社長が指名する取締役で構成する報酬委員会において決定され、監査役への配分は監査役の協議で決定されます。

また、取締役及び監査役の報酬等の総額は株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内としています。

なお、取締役(社外取締役を除きます。)は株主と利害を共有し、自社株式価値の向上を意識した経営を行うため、固定報酬の5%以上を役員持株会にて自社株購入を行っており、購入した自社株式は原則として役員退任時まで保有することとしています。また、平成19年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

(訂正後)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	148,600	93,600	55,000	5
監査役 (社外監査役を除く。)	20,400	20,400	-	3
社外役員	14,850	14,850	-	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月28日開催の第75回定時株主総会において年額190百万円以内と決議されています。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会において年額40百万円以内と決議されています。
3. 上記の監査役(社外監査役を除く。)には、平成26年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。
4. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
取締役及び監査役の報酬等の額については、経営環境の変化や外部の客観的資料を考慮しながら業績向上意欲を保持できる水準としています。
取締役(社外取締役を除きます。)の報酬等は固定報酬と業績連動報酬(賞与)で構成し、社外取締役及び監査役の報酬は固定報酬としています。
取締役への配分は社長と社長が指名する取締役で構成する報酬委員会において決定され、監査役への配分は監査役の協議で決定されます。
また、取締役及び監査役の報酬等の総額は株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内としています。
なお、取締役(社外取締役を除きます。)は株主と利害を共有し、自社株式価値の向上を意識した経営を行うため、固定報酬の5%以上を役員持株会にて自社株購入を行っており、購入した自社株式は原則として役員退任後1年まで保有することとしています。また、平成19年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。